

遺言信託 ご友人紹介キャンペーン

ちばぎんの遺言信託を「利用してよかった!」と感じていただけたら、ぜひ、ご友人にもお勧めいただけませんか?

紹介したあなたも

紹介されたご友人も

JCBギフトカード
3万円分
プレゼント

【申込期限】2022年10月31日(月)

紹介方法はこちら!

紹介した方

- ① 下の【紹介した方のご署名】欄に氏名をご記入ください。
- ② このチラシを紹介されるご友人にお渡しください。

【紹介した方のご署名】

氏名 _____

紹介されたご友人

- ① 下の【紹介された方のご署名】欄に氏名をご記入ください。
- ② このチラシを千葉銀行の店頭にご持参ください。

【紹介された方のご署名】

氏名 _____

遺言信託の詳細については、ぜひお気軽に千葉銀行までご相談ください!
担当者がわかりやすく、丁寧にご案内いたします!

「遺言信託ご友人紹介キャンペーン」に関する留意事項

- ① 紹介した方、された方ともに、2021年11月1日(月)から2022年10月31日(月)までに遺言信託および遺言作成サポートサービスをお申込みいただいた方が対象となります。
- ② 特典付与条件
 - ・紹介した方:2023年10月31日(火)までに、「紹介した方」および「紹介された方」が遺言作成サポートサービスの手数料を支払済であること。
 - ・紹介された方:2023年10月31日(火)までに、「紹介された方」が遺言作成サポートサービスの手数料を支払済であること。※遺言作成サポートサービスの手数料は、遺言作成サポートサービス報告書の交付後にお支払いいただけます。
- ③ 特典は、上記①②の条件を全て満たした翌月に発送します。
- ④ 同時開催中の別のキャンペーンの該当者さまも、本キャンペーンの対象になります。詳しくは、担当者までお問い合わせください。
- ⑤ ご夫婦、親子間での紹介は対象外となります。また、ご紹介いただける人数の上限は5名となります。

遺言信託および遺言作成サポートサービスには所定の手数料がかかります。詳しくはパンフレットをご覧ください。